

家庭用コージェネレーション契約

(選 択 約 款)

新 発 田 地 区 適 用

2021年11月2日実施

新 発 田 ガ ス 株 式 会 社

1. 目 的

この選択約款は、家庭用コージェネレーションシステムの普及を通じたガス利用の拡大を図り、当社の供給設備の効率的利用を図るとともに、効率的な事業運営の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用コージェネレーション契約選択約款（新発田地区）によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) 当社は関東経済産業局長に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものといたします。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガスに係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

「家庭用コージェネレーションシステム」（以下「家庭用コージェネ」といいます。）とは、ガスを一次エネルギーとして専用住宅又は、併用住宅にて、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムをいいます。

- (1) 「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (2) 「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

- (1) この選択約款は、別に定めるガス小売り供給約款別表第1-1供給区域（新発田地区）に適用します。
- (2) この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客様がこの選択約款を希望される場合に適用いたします。
 - ① 家庭用コージェネを専用住宅及び併用住宅で使用する。
 - ② 1需要場所におけるガスメーターの号数（ガス小売り供給約款および他の選択約款（小型空調契約、空調夏期契約およびGHP空調料金契約に限ります。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又はガス小売り供給約款12（7）なお書きの規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10号以下であること。
- (3) 家庭用コージェネの定格発電出力（機器容量）が5kW未満であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により当社に申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款を契約されたお客様で、その契約期間満了前に解約又はガス小売り供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款（小型空調契約、空調夏期契約、GHP空調料金契約又は家庭用温水暖房契約に限ります。）の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又はガス小売り供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません（（4）において同じ）。
- (4) 当社は、この選択約款を契約されたいお客様が、その契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約の料金を、ガス小売り供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) お客さまは、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の約款を重複して締結することはできません。

6. 契約期間

契約期間は次のとおりといたします。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約又は契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

8. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）に3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金（消費税等相当額を含みます）」といいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (4) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合はガス小売り供給約款（36. 供給停止 37. 供給停止の解除）の規定によるものといたします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、この選択約款の別に定めるガス小売り供給約款別表第1-1供給区域（新発田地区）に限り、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表における基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０７７円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０７７円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨てます。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

３９，０９０円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表１（３）で定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）

をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）

平均原料価格＝トン当たりＬＮＧ平均価格×１．０２９９

（備考）

トン当たりＬＮＧ平均価格は、当社の本社及び支社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算式）イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

１０．名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に
関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に承継
させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

1 1. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、若しくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

1 2. 設置確認

- (1) 当社は、家庭用コージェネが設置、使用されているかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。
万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択約款を解約し、解約日以降ガス小売り供給約款を適用いたします。
- (2) 家庭用コージェネを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。
なお、家庭用コージェネを取り外した場合は、この選択約款に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降ガス小売り供給約款を適用いたします。

1 3. そ の 他

その他の事項については、ガス小売り供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

2021年11月2日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が2021年11月2日から2021年11月30日に属する料金算定期間の早収料金は、この選択約款およびガス小売り供給約款の変更前の選択約款およびガス小売り供給約款に基づき算定いたします。

3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、ガス小売り供給約款別表第1-1 供給区域(新発田地区)に限り基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切捨て)。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表(消費税相当額を含みます。)

ガス小売り供給約款別表第1-1供給区域(新発田地区)に適用いたします。

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,980 円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	64.77 円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。